

## 【 投薬 】

### 779 チオトロピウム臭化物水和物（前立腺肥大症）の算定について

《令和8年1月30日》

#### ○ 取扱い

チオトロピウム臭化物水和物（スピリーバ吸入用カプセル等）について、前立腺肥大等による排尿障害のある患者には禁忌とされているが、次の状態の前立腺肥大症に対する算定は、原則として認められる。

- (1) 排尿障害あり・尿閉なし
- (2) 排尿障害なし

#### ○ 取扱いを作成した根拠等

スピリーバ吸入用カプセルは、選択的ムスカリノ受容体拮抗薬であり、添付文書の禁忌に「前立腺肥大等による排尿障害のある患者」とし、膀胱平滑筋の収縮を抑制することで「更に尿を出にくくすることがある」と示されているが、尿閉を来すことがない程度の前立腺肥大等であれば、当該医薬品の使用は臨床上有用と考えられる。

以上のことから、上記(1)及び(2)の状態の前立腺肥大症に対するチオトロピウム臭化物水和物（スピリーバ吸入用カプセル等）の算定は、原則として認められると判断した。